

別紙2

令和7年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）参加資格の特例

◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

《趣旨》茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加を認める地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子供たちを地域で育てる」という共通理解のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承したチームの大会参加を特例で認めるものであって、勝利至上主義的な活動をするチームを認めるものではない。

- (1) 茨城県中学校体育連盟に認定された地域クラブ活動に所属し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。

- (2) 地域クラブ活動から大会に参加をする場合は、4月1日から4月30日までに、登録の手続きを行うこと。（冬季競技の駅伝、スキー、スケートは9月1日～9月30日までとする。）なお、登録期間は翌年3月31日までとする。また、以下の内容を追記する。

①地域クラブ活動が登録の手続きを行う際には、「規約および運営方針」、「活動計画」を合わせて提出すること。なお、「規約および運営方針」について、年度内の変更は認めない。

②「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」※1については、承認証（様式7）を提出すること。

③「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」については、7月1日から7月31日までの期間に茨城県中学校体育大会（新人）への追加登録選手および追加登録指導者を認める。なお、認める追加登録選手については、4月に地域クラブ登録をしていない学校所属の生徒とする。

- (3) 選手1人につき320円の登録料を納めること。なお、地区大会、市郡大会から大会参加する場合は、各地区への負担金等を納めること。

- (4) 参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める条件

ア 茨城県中学校体育連盟の目的（茨城県中学校体育スポーツの健全な普及発展に資すると共に、相互の研鑽と連携を図る）及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の学齢・修業年限が我が国の中学校と一致していること。（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあっては、本大会に出場するためだけに設立されたものではなく、「地域」における継続的な活動を確保しようとする目的のもと、原則として複数学年の選手が所属し、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」並びに『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』（令和5年2月茨城県教育委員会発出）を遵守していること。

オ 地域クラブ活動にあっては、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは茨城県競技団体に登録されていること。

カ 年間を通して予選会を含む全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で茨城県中学校体育大会（総体・新人）につながる大会に参加する場合、在籍中学校での同一競技への大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域クラブ活動を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場

は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

ク 地域クラブ活動による合同チームは認めない。

ケ 地域クラブ活動は、その組織内に茨城県中学校体育連盟および各競技部と隨時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加した場合に守るべき条件

ア 茨城県中学校体育大会（総体・新人）大会要項及び競技規則を遵守するとともに、年間を通して大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあっては、地域クラブ活動は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会参加に要する経費は、当該地域クラブ活動が必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 地域クラブ活動が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。生徒が在籍しない市町村を登録地にすることはできない。なお、登録市町村は原則変更することはできない。

③ 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加を認めない場合

茨城県中学校体育連盟申請や大会参加に際して、参加条件に虚偽等が判明した場合は参加を認めない。また、次年度以降の登録を認めない場合もある。

※1 「地域移行の受け皿となっている地域クラブ」とは、学校部活動の地域移行に伴い、市町村の承認のもと、日常的に活動が持続されており、これまでの学校部活動に代わって地域の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。つまり、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ」が承認されると、そこに所属する選手の学校は、同競技において部活動からの大会参加はできなくなる。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。

○1 茨城県中学校体育大会（総体・新人）における『参加資格について』は、令和7年4月1日から施行する。

○2 この特例の他、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

○3 この特例は、今後も検討を続けていく。